

➤離職されたみなさまへ➤

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、**失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。**「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。以下、最も代表的な「**基本手当**」（いわゆる失業手当）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

**失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを**

②以降を参照してください

**病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を**

5ページの⑩を参照してください

受給手続きに必要なもの

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

- 離職票－1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（下の記入例を参照）ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
- 離職票－2
- 次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。
 ①個人番号確認書類（いずれか一種類）個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号の記載がある住民票（住民票記載事項証明書）
 ②身元（実在）確認書類（1）のうちいずれか1種類。（1）の書類をお持ちでない方は（2）のうち異なる2種類（コピー不可）
 （1）運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 （2）住民票記載事項証明書、公的医療保険の被保険者証（国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証など）、年金手帳、児童扶養手当証書など
- 本人の印鑑（スタンプ印以外の認印）
- 写真2枚
(最近の写真、正面半身、約3.0cm×約2.5cm)
- 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。
- 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				
届出者	フリガナ	口頭ドウ	タロウ	
	1 氏名	労働 太郎		
2 住所又は居所	神戸市中央区東川崎町1-1-3			
払渡希望 金融機関	フリガナ	〇Xギンコウ	△△シテン	
	3 名称	〇X銀行 △△支店		
	4 銀行等	口座番号	1234567	
5 ゆうちょ銀行	記号番号			金融機関確認印 
			金融機関コード	店舗コード
			9 8 7 6	3 4 5

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこれら】<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



厚生労働省 ハローワーク

PL300214 保 01-兵庫 13

② 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまのお住まいを管轄するハローワーク（12ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（9ページ参照）などの手続きをしてください。お住まいを管轄するハローワーク以外であっても、ご自身の就職希望地を管轄するハローワークで求職活動を行う場合、その管轄ハローワークで手続きすることができます。ただし、一度手続きされたハローワークの変更はできません（住所変更を除く）。また、同一都道府県内のハローワークに限ります。詳しくはハローワークでご相談ください。

※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

※職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

※ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

離職票－2は、健康保険の切り替えや扶養申請に退職していることの証明として必要となる場合があります。ただし、離職票－2を一度ハローワークに提出されると返却ができません。提出後、コピーが必要な場合は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求が必要になる場合がありますので、事前にコピーを取ってから手続きをしてください。なお、手続き後にお渡しする受給資格者証は、後日、受給手続き後の開催する説明会等でお渡しすることになりますので、あらかじめご了承ください。

③ 失業の状態ですぐに働く方とは

離職し、「就職したい」という積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態にある方をいいます。

④ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 屋間学生、または屋間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方

- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む）
- ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
- ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。）
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった完全月の期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については4ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

$$\text{◆ およその計算式} \quad \frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \times (50\sim80\%*) = \boxed{\text{賃金日額}}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢	被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満		90日	120日	150日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		120(90)日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満		150(90)日		240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	
65歳以上						

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	(暫定措置)

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

※（ ）内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合です。

⑧ 支給の開始と期間 【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇等で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限) が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。 受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。 (早めに手続きをしてください)	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

- ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

- ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※有期契約を反復更新している方（契約期間が計3年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…・65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

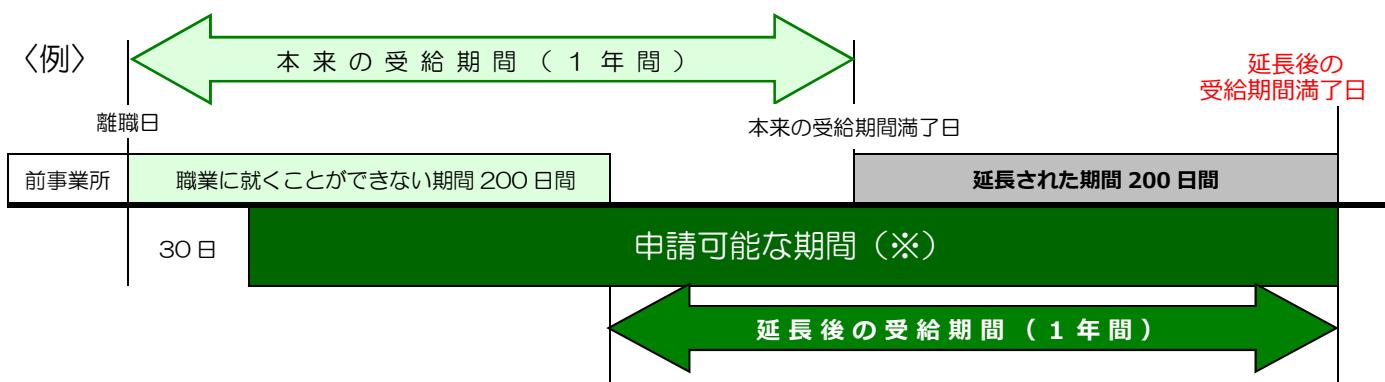
離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票一2、本人の印鑑（スタンプ印以外の認印）、 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク（受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 移転費・求職活動支援費について

◆移転費とは

雇用保険を受給中の方がハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。以下の①～③のいずれかに該当する場合は、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

①通常の交通機関を利用し、または通常の交通の用具を使用して通勤（通所）するための往復所要時間が4時間以上の場合

②交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤（通所）に著しい障害がある場合

③就職先の事業所または訓練施設の特殊性または事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合

◆求職活動支援費とは

広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

①ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）

②ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）

③求職活動を容易にするための保育等サービスの利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

★移転費・広域求職活動費について、待期の期間が経過した後に就職し、または訓練等を受けることとなった場合や、求人者と面接した場合、短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費について、待期の期間が経過した後に教育訓練の受講を開始したこと、保育等サービスを利用した場合に支給されます。

★移転費・求職活動支援費について支給を受けるためには、その他要件がありますので、必ずハローワークにご確認ください。

⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時に受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

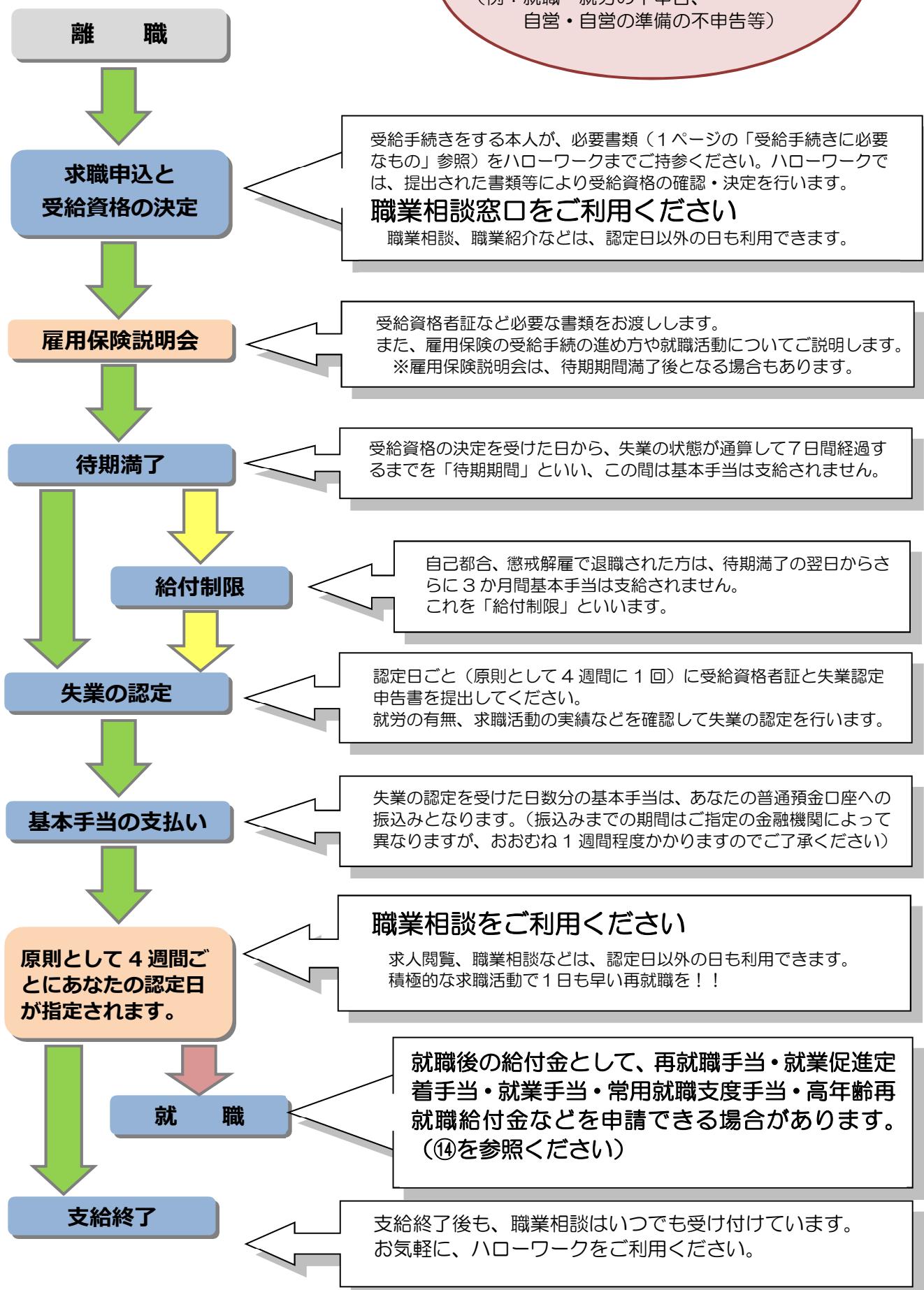
詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑯ 基本手当の受給手続きの流れ



⑯ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待定期間が経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合**就業促進定着手当**の給付を受けることが出来ます。（一定の要件があります）

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待定期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には…

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑯）と同時に受けることはできません。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

**再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!**

「求職申込書」とは？

求職申込書は、これからのお仕事活動にあたっての必要な情報を、ハローワークに登録していただくためのものです。

求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り、一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、早期再就職への一歩となります。

ポイント①

「直近の勤務先」

直近の勤務先について記入します。

そこで仕事内容を振り返り、これから仕事や希望条件について考えてみましょう。

- ◆求職申込書は、①～④のポイント順にキャリアを整理して書くといいでしょう。
 - ◆左記を参考に必ず鉛筆でご記入ください。

*用紙がお手元にある方は、鉛筆でご記入の上、ハローワークにお持ちください。

用紙がお手元にない場合もハローワークインターネットサービスから事前に「求職情報の仮登録」を行うことが可能です。仮登録をされた方は、来所の際に窓口で仮登録番号をお伝えください。(WEB仮登録の有効期限は一週間です)

ポイント②

「経験した主な仕事」

単に「事務」、「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか” “どの程度の仕事を任せていたのか”など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールしやすくなります。

ポイント③

「自分のスキル」

学歴の他、受講した職業訓練などについても記入しましょう。

免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自身のスキルを再確認しましょう。

ポイント④

「就職についての希望」

あなたが実際に就職活動を行う上での希望条件を記入します。

ポイント①～③と、今までの状況なども考慮の上、マッチングを意識した条件を記入しましょう。

『求職情報仮登録』を利用した手順

1 ハローワークインターネットサービスから、求職情報の仮登録に必要な以下の情報を入力します。

- ①氏名、住所等の基本情報
- ②就職についての希望条件
- ③学歴・訓練受講歴等
- ④経験した主な仕事



2 登録していただく情報は、入力の途中で一時保存ができます。（CSVファイルがご利用の端末に保存されます。）

- ・希望条件をじっくり検討
 - ・履歴や職歴の整理
- ⇒ 求人情報とのマッチングに必要な情報です！



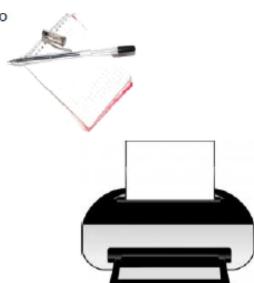
3 入力した情報を確認し、登録を確定。仮登録完了画面に「仮登録番号」が表示されます。

ハローワークでの手続きには、画面に表示される情報が必要になります。



4 「仮登録番号」等の情報は、お手元に控えておいてください。

- ・メモに控える
- ・印刷する
- ・「保存」ボタンを押してPDFファイルをパソコンに格納する



5 仮登録を申し込んだ日から1週間以内に、最寄りまたはご利用のハローワークへお越しください。

1週間を経過すると、入力された仮登録情報は削除されるので、ご注意ください。



6 ハローワークの窓口で「仮登録番号」をお伝えください。

「仮登録番号」を忘れた場合は、生年月日、お住まいの都道府県等の情報から検索できるので、ハローワークでご相談ください。



『求職情報仮登録』のメリットと留意事項

◎求人情報とのマッチングに必要な情報を、じっくり検討しながら登録できます。

☞ ご自分の職歴をすべて覚えていませんか？

適格なマッチングのためにも、詳細な情報の登録をお勧めします。

◎ハローワークで所定の用紙に記入（鉛筆）する必要がありません。

☞ ハローワークの登録手続きに要する時間から、記入時間を省略できます。

◎ご不明な点は、ハローワークの窓口で職員にご確認ください。

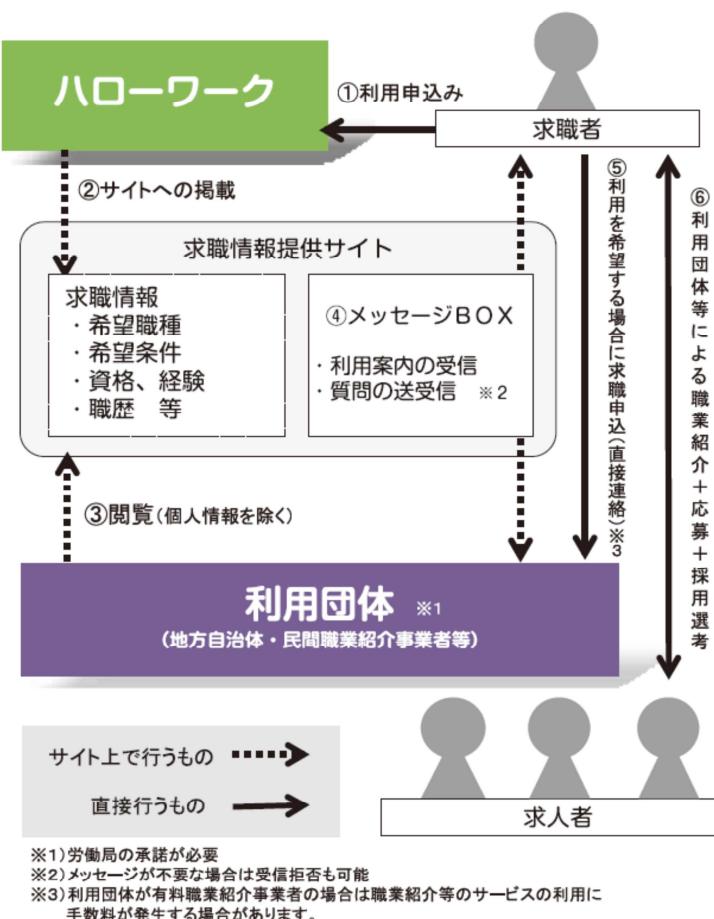
●仮登録された情報に空欄や不足がある場合は、ハローワークの職員が内容を確認させていただきます。

☞ 空欄が多い場合は、確認と登録に時間を要する場合があるため、可能な限り入力していただくことをお勧めします。

ハローワークインターネットサービス / 求職申込み手続きのご案内
https://www.hellowork.go.jp/member/app_entryguide.html

ハローワークに登録した求職情報(個人情報を除く)を、 地方自治体や民間職業紹介事業者などに提供できます。

サービスの仕組み



求職情報の提供先

求職情報の提供先は以下の4区分から選択できます。

- ① 地方自治体等や民間職業紹介事業者等の両方に情報提供
- ② 地方自治体等のみに情報提供
- ③ 民間職業紹介事業者等のみに情報提供
- ④ 地方自治体等や民間職業紹介事業者等のどちらにも情報提供しない

※提供先の区分は、利用開始後でも変更が可能です。

**詳細はハローワークインターネットサービスをご覧頂くか
最寄のハローワークの窓口にお問合せください。**

サービスの概要

① 「求職情報提供サービス」の利用申込みをすると、氏名や連絡先などの個人を特定できる情報を除く求職情報がハローワークインターネットサービス上の「求職情報提供サイト」に掲載されます。

!掲載された情報は、労働局の承諾を受けた民間職業紹介事業者、地方自治体などの利用団体が閲覧することができるようになります。

ID
PW
②ハローワークで「求職情報提供サイト」にログインするためのIDとパスワードを発行します。

③求職情報を閲覧した利用団体から、「求職情報提供サイト」を通じて職業紹介や就職支援サービスの案内などのメッセージが届きます。

④届いた案内の中から利用したいものがあれば、利用団体へサイト上でメッセージを送信し、利用団体が定める手続きにより求職の申し込みを行うことで、職業紹介等のサービスの提供を受けることができます。

利用方法

ハローワークインターネットサービス **検索**
<http://www.hellowork.go.jp/>



ハローワークインターネットサービスから求職情報提供サイトへログインします。



求職情報提供サイト「メッセージ一覧」画面に案内メッセージが届きます。

兵庫県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

	ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
神戸・明石地区	神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1	078(362)4572	神戸市 《ハローワーク三田、灘、明石及び西神の管轄区域を除く》
	三田	〒669-1531 三田市天神1-5-25	079(563)8609	三田市、 神戸市北区のうち有野台、有野町、有野中町、唐櫃六甲台、 有馬町、淡河町、大沢町、鹿の子台北町、鹿の子台南町、 唐櫃台、京地、道場町、長尾町、西山、八多町、東有野台、 東大池、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、赤松台、 上津台、菖蒲が丘
	灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	078(861)7987	神戸市灘区、東灘区、 神戸市中央区のうち旭通、吾妻通、生田町、磯上通、 磯辺通、小野柄通、小野浜町、籠池通、上筒井通、神若通、 北本町通、国香通、雲井通、熊内町、熊内橋通、御幸通、 琴ノ緒町、坂口通、東雲通、神仙寺通、大日通、筒井町、 中尾町、中島通、二宮町、布引町、野崎通、旗塚通、 八幡通、浜辺通、日暮通、萱合町、真砂通、南本町通、 宮本通、八雲通、若菜通、脇浜海岸通、脇浜町、割塚通
	明石	〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	078(912)2280	明石市、 神戸市西区のうち曙町、天が岡、伊川谷町有瀬、 伊川谷町上脇、伊川谷町潤和、伊川谷町長坂、伊川谷町別府、 池上、今寺、岩岡町、枝吉、王塚台、大沢、大津和、上新地、 北別府、小山、白水、玉津町、天王山、中野、長畠町、 福吉台、ニツ屋、丸塚、水谷、南別府、宮下、持子、森友、 竜が岡、和井取
	西神	〒651-2273 神戸市西区糀台5-3-8	078(991)1100	神戸市西区《ハローワーク明石の管轄区域を除く》、 三木市
阪神地区	尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階	06(7664)8604	尼崎市
	西宮	〒662-0862 西宮市青木町2-11	0798(75)6713	西宮市、芦屋市、宝塚市
	伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072(772)8610	伊丹市、川西市、川辺郡
東・西播磨地区	加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1742	079(421)8669	加古川市、高砂市、加古郡
	西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795(22)3181	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡
	姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道250	079(222)4434	姫路市《ハローワーク龍野の管轄区域を除く》、 神崎郡、揖保郡 ※大手前庁舎では手続きできません
	龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48	0791(62)0981	たつの市、宍粟市、佐用郡、 姫路市のうち安富町
	相生	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791(22)0920	相生市、赤穂市のうち西有年、東有年、有年横尾、有年檣原、 有年原、有年牟礼、赤穂郡
	赤穂	〒678-0232 赤穂市中広字北907-8	0791(42)2376	赤穂市《ハローワーク相生の管轄区域を除く》
丹波・但馬地区	柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795(72)1070	丹波市
	篠山	〒669-2341 篠山市郡家403-11	079(552)0092	篠山市
	豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	0796(23)3101	豊岡市
	香住	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1	0796(36)0136	美方郡
	八鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1	079(662)2217	養父市
	和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2	079(672)2116	朝来市
淡路	洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799(22)0620	洲本市、南あわじ市、淡路市
地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域	
神戸運輸監理部	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078(321)3149	船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方	

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。